

輸送隊の編制に関する訓令

海上自衛隊訓令第1号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、輸送隊の編制に関する訓令を次のように定める。

平成14年1月17日

防衛庁長官 中 谷 元

輸送隊の編制に関する訓令

第1条 輸送隊は、輸送艦2以上及びエアクッション艇隊をもつて編成する。

第2条 輸送隊の長は、輸送隊司令（以下「司令」という。）とする。

2 司令は、1等海佐をもって充てる。

3 司令は、掃海隊群司令の指揮監督を受け、輸送隊の隊務を統括する。

第3条 エアクッション艇隊は、エアクッション艇2以上をもって編成する。

第4条 エアクッション艇隊の長は、エアクッション艇隊長（以下「隊長」という。）とする。

2 隊長は、2等海佐をもって充てる。

3 隊長は、司令の命を受け、エアクッション艇隊の隊務を統括する。

附 則

この訓令は、平成14年3月12日から施行する。

附 則（平成16年4月5日海上自衛隊訓令第32号）

この訓令は、平成16年4月8日から施行する。

附 則（平成18年3月30日海上自衛隊訓令第24号）

この訓令は、平成18年4月3日から施行する。

附 則（平成28年防衛省訓令第47号任命権に関する訓令等の一部を改正する訓令第8条）

この訓令は、平成28年7月1日から施行する。